

『建擻記』の史料的价值(上)

石川力山

一

永平寺十四世(寂内派の伝承では十三世)住持建擻(一四一五〜一四七四)が編纂した、通称『建擻記』と呼ばれる、日本曹洞宗初祖永平寺開祖道元(一一〇〇〜一二五三)の行状記は、その後転々謄写されて近世初頭まで伝えられたが、江戸期の碩学面山瑞方(一六八三〜一七六九)によって校訂され、宝暦四年(一七五四)上梓刊行されて一般に流布し、道元伝の根本資料として今日に及ぶまで広く用いられてきた。近年この面山校訂以前の姿を伝える『建擻記』の古写本の発見が相次ぎ、面山校訂の『建擻記』が著るしく原形を損ったものであることが判明し、訂補本『建擻記』に対する根本的な再検討が要求されることとなった。⁽¹⁾しかし、種々の問題を含みながら、今日なお『建擻記』が道元伝を考察するための基礎的根拠資料としての価値を有することに変わりはない。ただ従

来、建擻が道元の伝記を編纂するに至った動機及びその背景、即ち永平寺における寂円派の動向や寂円派の主張・要請というものを前提する『建擻記』の成立的基盤を考慮して、歴史史料としての『建擻記』の位置付けが試みられた形跡はないので、この点を中心に『建擻記』成立の諸問題を考えてみたい。

二

『建擻記』編纂の動機については、建擻自身が本文冒頭で、
 日本国曹洞宗初祖、越前吉田郡志比庄、吉祥山永平禅寺開山道元大和尚誕生ヨリ以来、之行状年譜并広録ノ中ニ多是ヲ載セ給ウ処、甚雖三分明也、末世之重蒙等、見易ク聞易スカラシメンカ為ニ、今仮ニ名字ヲ以テ行状記或者年譜亦ハ広録中肝要之事斗リ抜出ノ是ヲ書也。(河村孝道編著『諸本対校永平開山道元禅師行状建擻記』二頁、以下、特に注記の無い場合は瑞長本による。)

と記しており、この言に従う限り極めて明瞭である。すなわ

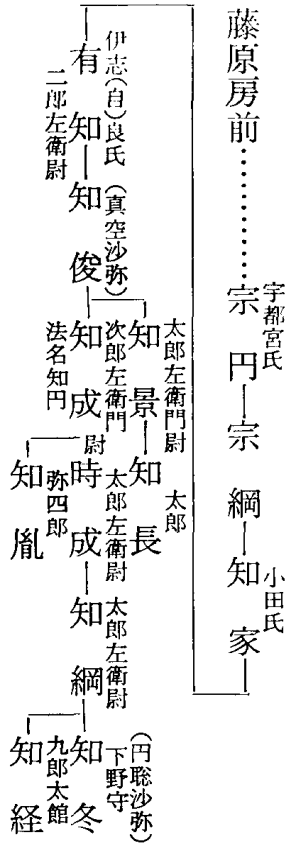
ち、永平寺開山道元の伝記は、年譜や広録等に明らかであるが、末世の童蒙の見易く聞易からしめんがために、仮名書きをもって抜書するのであるといい、また瑞長本『建搨記』には記載がないが、永平寺檀越沙弥元忠の要望によるものでもあるという。⁽²⁾しかし、面山の訂補本『建搨記』を除く他の古写本類はいずれも、道元の伝記を中心にしながら、内容的には道元示寂後の永平寺の諸般雑記、二世孤雲懷辨(一一九八〜一二八〇)の行状、徹通義介(一二二九〜一三〇九)・義演(一三三四)のこと、三代相論の顛末、五世中興義雲(一二五三〜一三三三)の行状と、その徒宗可侍者の入元の記事、曆応三年(一三四〇)の永平寺炎上の記事と、これに続く六世曇希(一二八八)の再興の記事、大乘寺の道元像を永平寺へ移すこと、及び檀越波多野義重のことなども存して、道元の誕生から出家・参学、永平寺の開創より、永平寺が寂円派の手によって主管されるに至るまでの経緯を叙述した、中世の初期永平寺の歴史になっていることは疑いない。そして、建搨自身がこれを編纂する際、決して道元伝のみを叙述せんと意図したものではないことは明らかで、寂円派の歴史的課題を荷担した要請としての主張を決して無視することなく、陰に陽に内容に反映させているのが看取されるのである。而してそれは道元伝以外の部分に具体的にあらわれており、面山が訂補本『建搨記』を編集するに際して、これら道元伝以

外の記事をすべて削除しなければならなかったのもそのためである。ここに建搨が意図した『建搨記』編纂の構想と、面山の訂補本『建搨記』の編集の立場とは、既に微好な相違を示しているのである。このような立場は、当然道元の伝記そのものにも及ぶと思われるが、ここでは取りあえず道元伝以外の部分に寂円派の主張がどのような形で反映しているかを明らかにするために、はじめにこの時期の永平寺における寂円派の動向の実態を解明しておかなければならない。この問題に関しては既に論稿を発表したものである⁽³⁾、ここではその結論のみを総括的にまとめて記しておく。

曹洞宗寂円派とは、日本曹洞宗初祖道元を慕って宋地より渡来し、道元の法嗣孤雲懷辨に法を嗣いだ寂円(一二〇七〜一二九七)の法系をいう。寂円は、道元直参の門弟中、最も早い時期に参じた弟子であり、懷辨よりも早く道元に投じているにもかかわらず、道元門下にあつては常に不遇の身をかこつていたようである。すなわち、道元初開の道場宇治興聖寺にあつても、また越前移錫後の永平寺にあつても、寂円は如浄の塔所として建立された承陽庵の塔主としての地位にとどまり、決して教団の表面に出ることはなかった。建長五年(一二五三)道元が示寂して承陽庵が道元の塔所をも兼ねるようになり、次いで道元の唯一の法嗣懷辨が永平寺の主席を嗣ぎ、承陽庵の塔主をも兼ねるようになるや、寂円は

突然永平寺を去って、大野郡木本野奥銀椀峰の麓に分け入り隠棲することになる。この間の事情について諸資料は何も語らないが、恐らく、日本達摩宗出身者を主構成員として擁する永平寺僧団における寂円の微妙な立場が主な原因となっているのではなからうか。

その後寂円は、弘長年中(一二六一〜一二六四)、美濃国伊自良に根拠を持つ藤原氏伊自(志)良某の帰依を受けることになり、伊自良氏は一字を造立して宝慶寺と名づけ、寂円を開山第一祖に迎えた。伊自良某は後に菩薩戒を受けて真空沙弥と名乗ったという。その後も伊自良氏は、宝慶寺檀越として僧団を外護し、弘安元年(一二七八)には、真空沙弥の嫡子と見られる知円沙弥伊自良知成は、範を明州天童山の境にとった七境伽藍を造立し大叢林となったという。徹通義介下の瑩山紹瑾(一二六八〜一三三五)も、この時期の弘安九年(一二八三)寂円の下に参じている。次に伊自良氏の系図を掲げておく。



〔新訂増補国史体系〕『尊卑分脈』第一篇、三六九頁

かくして寂円派は、伊自良氏の外護を受け、次第に僧団としての体裁をととのえ、伊自良氏にとっても宝慶寺僧団は、一族の武士団の精神的支柱として、極めて重要な意味を持つにいたったのである。

一方、永平寺僧団は、道元示寂後は懷辨が後を嗣いでいたが、その後三代相論と呼ばれる事件を通して人心は荒廃していた。そして弘安三年(一二八〇)孤雲懷辨が示寂し、また徳治二年(一一三〇七)徹通義介が加賀大乘寺に去るに至って、日本達摩宗出身者を主な構成員とした初期永平寺僧団は分裂解体したのである。次いで正和年中(一一三二〜一一三七)永平寺四代義演が示寂したが、この時永平寺の荒廃はその極に達した。そこで檀越波多野氏は、宝慶寺二世の席を嗣いでいた寂円の法嗣義雲を永平寺五世として請したのである。

正和三年(一二三五)十二月二日、義雲は、永平寺に晋住し、伽藍殿堂の復興に力を尽す一方、道元の『正法眼蔵』の浄書収集につとめ、義雲本と呼ばれる六十巻本の『正法眼蔵』を編集するなど、宗義の面でも道元禅の復興につとめて、永平寺の中興と称されるようになった。そしてこの後永平寺は、義雲の系統の寂円派の人々が綿々と独占的に後席を嗣ぎ、近世の三十八世緑巖殿柳(一一七二六)に至るまで永平寺の主席は寂円派によって継承されることになったのである。

このように永平寺は、五世義雲以降、中世を通じて表面的

には寂円派がその主流を占めてきたが、しかし内実は実際それほど単純なものではなかった。すなわち、永平寺は中世近世を通じて幾度となく、全山灰塵に帰す祝融の災に見舞われたが、そのたびに有力な法孫に復興の依頼をし、その見返りとして、永平寺前任・永平寺住持の称号を与えていった。この永平前任・住持の称が単なる名目だけのものか、それとも実際に永平寺に晋住したものでどうかは判別し難く、寒巖派の華藏義曇（一三七五～一四五五）や峨山派の曇英慧応（一四二四～一五〇四）等のように、実際に永平寺住持として晋住した例もあったようで、このために永平寺の世代列次に関連して種々の問題が起るにいたった。すなわち、永平寺住持は五世中興義雲以来、寂円派が一流相統してその主席を主管してきたが、その間に別派の住持がはいることになるので、この問題に対する寂円派内の抵抗があったことである。そしてこの問題に対処するため、永平寺の住持の次第は、道元以来の伝法の次第に一致しななければならぬとする主張が提起されることになった。この主張の文献上の先駆となった史料は、永平寺十三世建綱撰述の『宝慶由緒記』である。⁽⁴⁾

『宝慶由緒記』では、永平寺三代義介については全く触れておらず、四代義演についても、その遷化には触れているが、永平寺住持としての扱いは全くしていない。『宝慶由緒記』の内容は、開山寂円の伝記、宝慶寺開創の由来、義雲の宝慶

寺及び永平寺における行跡、宗可侍者の入宋のこと、永平寺と宝慶寺との関係などを論ずるものであるが、その中心課題は、義雲の永平寺における中興としての位置の確立にある。そしてこれにもなつて義雲の師寂円を永平寺住持に勧請し、かくて永平寺住持世代は、義介・義演を前任の位に位置付け、事実上正式の住持列位より削除して、かわつて、開山道元、二世懐弊の次に、三世寂円、四世義雲という世代列次を作り出してきたのである。『宝慶由緒記』は義雲について、

（義雲は）誠是道元禪師伝法第四世孫、宝慶二世、永平寺中興也、因斯寂円禪師為本山之第三祖、嗣書・血脈分明也、永平寺宝慶寺於裂祖開基檀那牌面、不書別号、例道元禪師者也、且又伝法之二字、別而大切書之、為明正敵也。〔曹洞宗古文書〕下、六一九頁）

という。ここに伝法の次第を根拠とする寂円派を中心とした永平寺住持の列次が確立し、これが中世から近世にかけて用いられることになるのであるが、逆にまた、永平寺住持職は寂円派の者でなければならぬとする大前提があるために、その後、因院易嗣の幣風を助長する結果にもなるのである。

また、永平寺と宝慶寺の関係について、『宝慶由緒記』は、

永平・宝慶之室中者、以一器水如移一器、以彼見斯、則宝慶寺者永平之為門主、大宋国迄無蔵、依此於永平・宝慶両寺、永平忌・孤雲忌・宝慶忌・義雲忌、於尽未来際不可在台慢者也。

(『曹洞宗古文書』下、六二〇頁)

と云つて、その不可分な関係を強調する。また、

毎年従本山相勤宝慶忌、従中興義雲禪師始也、已寂円禪師相当
三十三回忌、中興義雲禪師従本山来宝慶、上堂拈香云、此一弁
香、従胸襟拈出、欲酬思、々還如怨、云云、(『曹洞宗古文書』
下、六一九頁)

とあり、宝慶寺の開山忌を永平寺の住持がつとめる慣例は義雲の時から起つたとしている。これは今日、永平寺の専使が宝慶寺開山忌に赴く慣習として残っている。このように永平寺と宝慶寺の関係の深さを強調するのが『宝慶由緒記』の立場であるが、しかし、このような永平寺と宝慶寺を一体としてみる視点も、すでに寂円派の歴史的課題を背負って登場する要請としての主張であり、元来、永平寺と宝慶寺が極めて密接な関係にあったのは、義雲と曇希の時代だけであった。宝慶寺には伊自良氏という在地の武士団の外護者があり、永平寺には波多野氏という開基家檀越があつたが、伊自良氏と波多野氏との間には何らの関係も見出せない。そして伊自良氏にとって宝慶寺僧団は、一族の精神的支柱として極めて重要な位置を占めていた。また伊自良氏は、時代が下るにしたがつて、宝慶寺に対して種々の要求をなしており、宝慶寺文書の貞治四年(一三六五)の円聰沙弥の寄進状によれば、

当寺者以為曹洞一宗、建立正法、修練

去貞和年中、

申賜故將軍家御長□□御同身多門・持国二天、已来御
□□長久、御子孫繁昌之祈禱、于今無退転□□成安堵御
下文、愈以可被到精□□也、云云、(『曹洞宗古文書』下、六〇
九頁)

とあるように、家門長久・子孫繁昌の祈禱をする、一族抱えの宗教集団の立場が要請されていた。また寺門の経営についても、

凡当門派者、以面授□□、嗣承分明而為規模、然子孫之中、称
後代檀那者、於本寺住持職、不弁嗣之正邪、不稟正□□指揮、
或依權門勢家之吹捧、或以親族□□之私義、而猥不可勸請之、
於開山門派、猶以可扱正伝嗣法、何況於他門他宗耶、固制止之、
□□背此旨、聊於寺家致不信不忠、剩於寺領成押妨違乱輩者、
永以可為不孝之仁、(『曹洞宗古文書』下、六〇九頁)

とあるように、伊自良氏は宝慶寺住持職が開山寂円一流の者により相続されることを期待していた。この期待に添って、宝慶寺住持職は、開山寂円、二世義雲、三世曇希、四世等理、五世義印、六世喜雄、七世祖珊、八世喜舜、九世永久、十世永義、十一世明珊と、十一世に至るまで師資相承して寂円派によつて一流相続された。また永平寺住持も、五世義雲以後、六世曇希、七世以一、八世喜純、九世宗吾、十世永智、十一世祖機、十二了鑑、十三世建綱、十四世建擲と、寂円派の諸師によつて相続されてきた。しかしこれら諸師の中で永平寺と宝慶寺を兼ね主管したのは、十三世建綱以前では義雲と曇希

だけであり、曇希没後は永平寺と宝慶寺の間には殆んど交渉が見出せなくなる。

また、延文二年（一三五七）永平寺六世曇希は、宝慶寺檀越藤原氏伊自良知冬の発願によって、『義雲和尚語録』『学道用心集』の二種の宗典を上梓刊行し、次いで翌延文三年には、同じく伊自良知冬の発願により、宗祖道元の語録『永平元禅師語録』を刊行した。これが曹洞宗における宗典開版の嚆矢となったことは周知のごとくである。

いったい、中世における曹洞宗関係の禅籍開版は、曹洞宗宏智派東明慧日（一二七二～一三四〇）の『白雲東明和尚語録』、同派の別源円旨（一二九四～一三六四）の『南遊集』『東帰集』があるが、前記三書の外には、道元下では、『大智偈頌』がある程度で、その意味において曇希の開版事業は極めて重要である。

所で、この開版事業の発願者は、すでに見たように、円聰沙弥伊自良知冬であり、校勘者は永平寺六世兼宝慶寺三世の曇希であった。これら三種の刊行本の原本は現在発見されておらず、後の模刻本や再編本によってその開版の状況を推測する外はないが、これら三本にはほぼ同文の刊記が附されており、これを対象して示すと次の如くである。

義雲録	学道用心集	元禅師語録
皆延文 ^{丁酉} 受菩薩戒 弟子宝慶大檀越、 野州太守藤原朝臣 知冬発願開版、所 集鴻福、上報四恩 下資三有者。 助縁奉行 比丘瑞雄維那 刊字奉行 比丘等理蔵主 洛陽永興 比丘宏心書字 住永平兼宝慶法嗣 比丘曇希校勘 ⁽⁵⁾	于時延文丁酉、受 菩薩戒弟子宝慶大 檀越、野州太守藤 原朝臣知冬発願助 縁矣。所集鴻福、 上報恩下資三有。 住持永平兼宝慶比 曇希立版開版、 奉行比丘瑞雄維 那、書字比丘一書 記 ⁽⁶⁾	于時延文戊戌、受 菩薩戒弟子宝慶大 檀越、野州太守藤 原朝臣知冬発願助 縁矣。所集鴻福、 上報四恩下資三有 者。 住持永平兼宝慶比 曇希立版、 開版奉行 比丘瑞雄維那 書字 比丘一 ⁽⁷⁾ 首座

これらの刊記の中で、刊字奉行の役が『義雲和尚語録』では等理蔵主となっているのに対し、『学道用心集』『永平元禅師語録』ではいずれも以一となっている点が異なることが注目される。等理は曇希に次いで宝慶寺の後席を嗣いだ人であり、以一は曇希に次いで永平寺七世の席を主管した人であるが、このことは恐らく偶然ではあるまい。曇希下においてすでに永平寺と宝慶寺の主管者に役割の分担があった。また波多野氏がどれほどの財力的な背景をもった檀越であったか詳細は

不明であるが、道元の『学道用心集』やその語録の刊行になんら役割を果していないのは不思議である。恐らく伊自良氏の発願による『義雲和尚語録』の出版計画があり、これに便乗して『学道用心集』や『永平元禪師語録』の刊行計画も進められたものと思われる。寂円派の出版事業については稿を改めて検討しなければならないが、要するにここでは、この出版事業が伊自良氏の意志を反影していることを確かめればよい。そしてこの時期から永平寺と宝慶寺の間には微妙な間隙を生じている。永平寺と宝慶寺の関係が再び接近するのは、永平寺十三世(寂円派の伝承では十二世)建綱の時代であり、『宝慶由緒記』はその主張を具体的に表詮している史料である。またその接近の目的は必然的というよりは、むしろ、先にみたような、永平寺の住持職が寂円派一流の伝法の次第によって受け嗣がなければならないことを主張するための伏線であった。

三

曹洞宗寂円派の問題に関連して、その実態を解明しなければならぬ点はこれらに尽きるものではないが、永平寺十四世建擧が、宗祖道元の伝記とこれに続く初期永平寺の歴史を編纂叙述するに当って、その背景となった歴史的課題の大纲はおおよそ如上のようなものであった。建綱の撰述した『宝

慶由緒記』は、焦点は宝慶寺にあてながら、実は宝慶寺と永平寺は元来不離の関係にあり、したがって、永平寺の住持も寂円派が一流相続していかなければならないことを立証主張することにその編纂の意図があった。建綱の弟子建擧も、このような寂円派の主張を充分に荷っていたと思われるが、このような立場が『建擧記』の内容にいかにか反映されているかについて次にみてみる。

まず『宝慶由緒記』で主張される永平寺歴代住持の寂円派による独占的継承の立場についてはどうであろうか。結論からいうなら、永平寺の世代列次に関しては、『建擧記』の記載には明らかな寂円派独自の主張は見当らない。寂円を永平寺三世とする主張も全く見出せないし、五世中興義雲にしても、

△永平中興和尚之御事、

法諱義雲、建長五年生下、洛陽之人也、廿五歳ニノ出家、永平懐弊和尚之孫、宝慶開山寂円和尚之法嗣也、永平、五世之位也、宝慶二世之位也、(河村孝道編著『諸本対校永平開山道元禪師行状建擧記』一一七〜一一八頁)

とあって、永平寺の五世であることを明記しており、六世曇希についても、

△永平再興之事、

住持六世曇希和尚御時也、(同右一二三頁)

とあり、曇希が永平寺六世であることを認めている。この点に関する限り、『建擲記』は、『宝慶由緒記』で提起された寂円派中心の永平寺世代列次の強引な主張ほど尖鋭化しておらず、むしろその主張は後退しているといつてよい、しかし、たとえば、撰者建擲自身が永平寺何代に相当するかという問題に関しては、瑞長本『建擲記』の末尾には

吉祥山永平禅寺二十世建擲老漢記焉。(河村編著本一三〇頁)

の記載があり、また明州本の表紙の標題には、

永平建擲記八世和尚(同右二頁)

の記載がある。建擲の永平寺世代は、玄透即中が世代改めを行った後は十四世であるが、それ以前の寂円派の伝承では十三世であった。『建擲記』の二十世の記載はともかく、八世とする記載は明らかに建擲自身のものではないが、いずれにしてもこれら諸説があるということは、世代列次の問題に混乱があったことを示唆している。そしてその混乱の原因は、先に述べたように、寂円派以外の他派からの永平寺晋住にあると思われる。

また、寂円を三世として永平寺の世代に編入した場合、義介・義演は永平寺の世代から排除されることになるが、この点に関しては、まず義介については、

義介和尚永平寺エ入院ハ、文永四年四月八日、同九年二月退院也、都合ノ六年ノ住也、弘安三年二代御入滅ナリ、故に其年介

和尚再住、七年ノ間、弘安十年ニ退院、初住後住畢竟ノ十三年也、(河村編著本一一〇〜一一一頁)

とあり、文永四年(一二六七)から同九年(一二七二)までと、弘安三年(一二八〇)から同十年(一二八七)まで、都合十三年間住したとしている。また義演についても、

前任永平義演和尚、本記録、行状等来、三分明ハ、故出生入滅ノ次第ヲ不知、同永平等エ入院退院ノ年月モ三分明ハ、雖然大方今思量スルニ、演歟价和尚弘安八元、十年ヨリ御入寺ナラハ、廿七季カ八季カ御住アルベシ、御住ノ内ニアソハサレタルト見エテ、正和元年ノ年月以テ開山和尚ノ御衣ノ書付ラナサレタリ、此又支証也、自弘安十年ニ至、正和元年ニ廿七年也、爾ル時ンハ正和元年カ又二季カ、三季カノ比御退院アルカ、不然者正和三年十月廿六日迄テ御住アリテ、寺家ニテ御入滅アルカト覚ウ、其故ハ、正和三年十二月初二日ニ中興義雲和尚御入院ハ、十月廿六日、十二月初二日トノ間、三十日斗寺無主ナルカト覚ル程ニ、中興和尚ノ入院ノ年月ヲ以テ演和尚御示寂正和三年十月廿六日カト思量シ記スル也、後來能々尋覚ノ可レ知之者也、(河村編著本一一一〜一一三頁)

とあるように、本記録は分明ではないが、義介退院後の弘安十年より、義雲入院の正和三年までの二十七、八年間を義演の永平寺在任期間とみている。このように、義介・義演いずれについても、『建擲記』では永平寺に住持した事実を認めているが、これを積極的に三代あるいは四代とする記載は、三

代相論に関して以外は見当らず、義介・義演を正式な永平寺の住持とすることには微妙な躊躇を示していることは注目される。特に義演については、懷井の法嗣ではなく、伝戒の弟子として扱っており、また「前任永平義演和尚」とあるように、前任という極めて曖昧な表現を用いて、正式な住持として扱う立場を廻避している様子がうかがわれる。この義介・義演のうち誰が三代か四代かの問題については、さらに三代相論という事件をいかに扱うかが関連してくる。

四

『宝慶由緒記』は三代相論について次のような記事を掲げている。

正和年中、永平寺義演禪師遷化、斯時有三代相論、永平寺及大破滅法、宝慶二世義雲禪師見之、乃祖道元禪師遺跡及断絶、深

嘆息在之、命嗣子曇希禪師、紹宝慶之主席、義雲禪師命曇希禪師、宝慶之寺物取持、永平

諸境内、『曹洞宗古文書』下、六〇九頁)

従来、三代相論発生の因由、及びその実態については種々異論があり、いまだ定説を見ていない。すなわち、三代相論とは、義介・義演の間に行われた争いではなく、兩派の随徒の間に行われた感情的反目による朋党間の派閥闘争にすぎないとする説や、⁽⁸⁾三代とは永平寺住持の世代の意味ではなく、

義介・義演の師兄・師弟の嗣法論争とする説、⁽⁹⁾あるいは、世俗に順応して禅の民象化に乗り出そうとする義介を盟守と仰ぐ進歩派に対し、道元の宗義の純粹性に生きようとする義演を盟守と仰ぐ保守派の争いとする説等がある。⁽¹⁰⁾『宝慶由緒記』の伝える三代相論は、その内容については全く明らかにしないが、正和年中、義演の遷化の後に起こり、このため永平寺は大破滅法に及び、荒廢の極に達したとし、そこで義雲が晋住してこれを中興したとするもので、ここでも義雲を中心課題とする『宝慶由緒記』の立場は貫かれている。

それでは『建擲記』が伝える三代相論とはいかなる事件であったのか。瑞長本『建擲記』によれば、

△三代相論之事

本記録不分明、正和元年カ二年カ三年カナルヘシ、演和尚ハ和元年マテ御在世ハ必定也、故ハ中興和尚御入院ノ以三年号、勘破之了ル、正和二年カ亦当三年カト記之、後來可尋之也、价演兩尊老、何モ滅度ノ後チ、遺弟子門人互ニ集會而、兩老ノ牌ヲ欲立、永平祖師堂、价和尚之門人ハ我等ガ師可レ為當寺三代、演之遺弟者、我等師不レ紛三代、相論前不レ止、(中略)此ノ相論於子門下不レ決却、而於鎌倉得ニ批判、鎌倉判断云、兩方共ニ支証明鏡也、熟憶著、如ニ兩鏡相對、似ニ双掌相合、而理無甲乙、奈無判言何矣、所詮、牌上書処、不可レ戴三代四位位字、唯当山前住价和尚、当山前住演和尚可レ被書之下定也、(河村編著本一一三〜一一六頁)

とされる。『建擲記』が伝える三代相論の内容が史実か否かは別の問題であるが、その内容とは、義介・義演いずれもが遷化の後の正和年中に、両師の位牌を祖師堂に立てんとした際に、介・演両師の随徒が誰を三代とするかを争い、各々その証拠となる品々を出して主張し合ったが結末がつかなく、そこで鎌倉方へ訴えたがここでも結局裁決が出ず、その妥協案として、三代四代の位字を位牌に明記することなく、「当山前任介和尚」「当山前任演和尚」と書くことに定めた、というものである。そしてこのような扱い方は『宝慶由緒記』の立場と軌を一にするものと考えてよい。しかも、これは瑞長本『建擲記』にのみ存する記事であるが、三代相論については批判的態度を表明している。すなわち、

其上^ノ以^テ管見^ニ窺^フ兩尊靈位^ニ、靈位更無^ニ三四諍論^ノ意^ト、後昆^ニ以^テ小智^ニ埋^ム大徳^ト、迷^ニ愚雲^ト多^ク岐路^ト、就^テ異見^ニ可^レ被^レ止^ム論量^ニ者^ト最然也^ト、仍^モ兩尊老ノ入牌如^シ詮議^ニ立畢^ス也、今思量スルニ、演和尚ハ价和尚御入滅ノ後マテ御在世ト見エタリ、雖^モ然演和尚モ臆テ入滅アリケルカ、ナセニナレハ、御位牌ヲ同時^ニ分^テ立ルトテ相論アリケル様ワ、如何様程^ニ近キカト覚エタリ、其間遠ク隔タラハ、价和尚ノ御位牌、三代トモ四代トモ先ツ立テシカト可^レ定給也、演和尚御存生ノ中ナラハ、价和尚ヲ何ニトカ一途ツケ給ヘシ、然トモ兩和尚御入滅ノ間近キ故、門弟子如^シ此論スルカト覚也、大方演和尚ハ四世ノ様ニ見エ給エトモ、以^テ自筆^ニ三代トアソハシタルハ、如何様其謂^ニ可^レ在^レ之、雖^モ然トモ、永平寺

『建擲記』の史料的价值(上)(石川)

エ御住山ノ年月未^レ見出ノ間、其徹証ヲ不^レ記、後來能々尋覓スヘシ、(河村編著本一一六―一一七頁)といっている。

また、『建擲記』は三代相論の裁決を鎌倉幕府へ訴え求めたという。これが史実か否かは別として、これに関連して、面山の訂補本『建擲記』には、道元の真蹟とされる敦賀永嚴寺所蔵の永平寺住侶のための停止事項九条が記載されている。『訂補建擲記』には次のようにある。

コノ冬(建長元年、一二四九)鎌倉將軍カ亦ハ六波羅ヘカ言上ノ一幅ヲ上ラレシ事アリ、ソノ艸書ト見ヘテ真蹟一幅、今越前角鹿ノ永嚴寺ニ秘在ス、十六行アリテ字計一百九十二字ナリ、行書ノ中文字ナリ、文言左ノ如シ

如^シ千釈出家之因縁^ニ不^レ在^レ制限^一

- 一 当寺住侶^レ停^ニ止^ム諸方御持僧參勤^ニ事
 - 一 当寺住侶^レ停^ニ止^ム縦道理參陣訴訟^ニ事
 - 一 当寺^レ停^ニ止^ム成功僧綱^ニ補^テ諸寺之有識^上事
 - 一 当寺住侶^レ不^レ可^レ受^テ諸家之例時僧請^ニ事
 - 一 当寺住侶^レ不^レ可^レ補^テ自他寺院勸進職^ニ事
 - 一 当寺住侶^レ不^レ可^レ交^テ列他所僧徒^ニ受^テ利事
 - 一 当寺住侶^レ不^レ可^レ受^テ驗者請^ニ事
 - 一 当寺住侶^レ不^レ可^レ補^テ諸方墓堂供僧^ニ三味僧^ニ事
- 以前条条為^ニ弘法興隆^ニ欲^テ下^テ御下知^ニ之状如^シ件
建長元年十月十八日永平寺上

コレハマギレナキ真蹟ナレドモ、名印ハ見ヘズ、艸稿ナルベシ、
(河村編著本一五一頁)

ここには、九箇条中二箇条に、守護地頭及び幕府方へ訴訟を起こしてはならないことを定めている。この文書の真偽は問題であるが、もしこれが道元の真撰であるなら、世代牌にどのように書くかというような問題で訴訟を起こすことは明らかに道元の意志に反しており、『建擧記』が批判するのもこの点である。またもしこの文書が後人の偽作であるなら、九条中の二条までを費して訴訟を禁ずる停止条項を、道元に仮託して作らなければならない意図はどこにあるのか。このことは、何らかの訴訟の事実があつて、その非を主張する意図が含まれており、訴訟そのもの、ひいては訴訟の原因となるべき事象をも非とする意図が秘められているとも推測されるのである。

いずれにしても『建擧記』の義介・義演の取り扱い方は、『宝慶由緒記』に主張される、これを正式な住持とは見なさない寂円派としての立場と、消極的ではあるが軌を一にする所がある。『建擧記』は、これを編纂するに際して、種々の資料を用いて公正な立場を取ろうとしながら、結果的には寂円派の歴史的な性格の範疇を出ることはできなかったといえよう。

五

以上、『建擧記』成立の背景となった寂円派の動向を前提としながら、寂円派の主張が『建擧記』の中にいかに反映されているかについて考えてみた。

『建擧記』の研究にはまだ残された分野は多くある。その第一はなんといっても『建擧記』編纂の際の拠り所となった資料である。瑞長本『建擧記』には、義雲が永平寺より住持として請聘を受けた際、はじめこれを辞退した時の辞退状が引用されているが、この義雲の辞退状の真筆なるものが現に豊橋全久院に所蔵されている。この外にも『建擧記』編纂の際に直接用いた資料をいくつか指摘できるが、今日全く他に徴することのできない多くの資料を用いている形跡も随処にあり、特に道元伝編纂の際に、寂円派としての望ましい道元像を形成するための資料撰採がいかになされたかが問題となる。道元についての寂円派独自の見解に関しては今回は全く触れることができなかったが、このことを究明することにより寂円派の歴史的な性格はさらに明らかになると思われるので、いずれ稿を改めて論ずるつもりである。

注

(1) 河村孝道編著『諸本対校永平開山道元禅師行状建擧記』

(昭和五十年四月、大修館書店刊) 参照。

(2) 瑞長本以外の諸本には、「殊者永平第七世檀那沙弥元忠、依_三千所_ニ望_{スル}之_ヲ、法孫比丘建_ス擻_レ記_之」(前記河村編著本二頁)の記事がある。

平寺の内紛、第三章永平寺の内紛余論」(昭和四十九年十月)の説。

(3) 拙稿『宝慶由緒記』の史料的价值」(『印度学仏教学研究』第二十五卷一号、昭和五十一年十二月)、「寂円派研究序説」

(『日本仏教史学』第十二号、一九七七年八月)等参照。今秋雄山閣発刊予定の『禅宗の諸問題』にも、「曹洞宗寂円派の歴史的性格」と題して永平寺における寂円派の動向について論じてある。

(4) 前掲拙稿『宝慶由緒記』の史料的价值」参照。

(5) 『義雲和尚語録』については、正徳五年(一七一五)刊本が一般に流布しているが、内閣文庫に正徳本に先立つこと三十二年前の筆写本があり、『義雲和尚語録』の古い形を伝えていられると思われるので、これによった。「内閣文庫本『義雲和尚語録』」(『曹洞宗研究員研究生研究紀要』第八号、昭和五十一年九月)参照。

(6) (7) いずれも寛永頃の延文本の標刻本(駒沢大学図書館書蔵)によった。

(8) 村上素道『永平二祖孤雲懷奘禅師』(昭和三年十一月)、栗山泰音『総持寺史』「第一篇第十章寺法人法一系の原由と永平寺三代相論」(昭和十三年三月)の説。

(9) 大久保道舟『道元禅師法の研究』「後篇第三節滅後僧団の消長と達摩宗系の人々」(昭和二十八年三月)の説

(10) 佐橋法竜『日本曹洞宗史論考』「第二章三代相論と道元下の分裂」(昭和二十七年七月)、同氏『瑩山』「第一部第二章永